

○自動車の運行供用制限等の取扱いに関する訓令

平成3年6月19日

本部訓令第4号

目次

- 第1章 総則（第1条—第3条）
- 第2章 適用地域に在る自家用自動車の保有者に対する措置
 - 第1節 通知等（第4条—第6条）
 - 第2節 審査等（第7条—第9条）
 - 第3節 聴聞等（第10条—第12条）
 - 第4節 執行等（第13条・第14条）
 - 第5節 処分の解除（第15条—第17条）
 - 第6節 処分執行及び解除の依頼等（第18条—第20条）
- 第3章 適用地域に在る運送事業用自動車に対する措置
 - 第1節 通知等（第21条・第22条）
 - 第2節 監督行政庁に対する通知（第23条—第25条）
- 第4章 適用地域外の地域に在る自動車の保有者に対する措置（第26条）
- 第5章 雑則（第27条）

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この訓令は、自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和37年法律第145号。以下「法」という。）及び自動車の保有者に対する自動車の運行供用制限の命令に関する内規（平成3年山口県公安委員会内規第5号。以下「内規」という。）に基づき、山口県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が行う自動車の保有者に対する運行供用制限の命令に関する取扱いを迅速かつ適正に行うために必要な事項を定めるものとする。

（用語の意義）

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- （1） 運送事業用自動車 法第13条第2項の運送事業用自動車をいう。
- （2） 自家用自動車 運送事業用自動車以外の自動車をいう。
- （3） 適用地域 平成12年6月1日における市及び町の区域をいう。
- （4） 標章 法第9条第2項に規定する標章をいう。
- （5） 管轄警察署長 法第9条第1項に規定する自動車の運行供用の制限に係る自動車の使用の本拠の位置を管轄する警察署長をいう。

（適正な事務処理）

第3条 運行供用制限等に関する事務処理に当たっては、警察署及び警察本部における

事務処理体制を整備するとともに、関係各所属間相互の連絡体制の緊密化を図り、適正かつ能率的な事務処理に努めるものとする。

第2章 適用地域に在る自家用自動車の保有者に対する措置

第1節 通知等

(通知事案の報告)

第4条 警察官は、法第8条の規定による通知の要件に該当する事案（以下「通知事案」という。）を認知したときは、速やかに当該自動車の使用の本拠の位置など必要な事項を調査し、適用地域である場合には通知事案報告書（別記様式第1号）を作成するとともに、当該事案に係る現認報告書、保管場所として道路の使用の禁止等違反に係る交通切符（以下「保管法切符」という。）、放置駐車違反に係る交通反則切符その他の捜査書類等を添付して、警察署長に報告するものとする。

(審査及び保管場所確保の指導等)

第5条 警察署長は、前条の規定による報告を受けたときは、当該事案が通知事案に該当するか、事実の認定についての誤りはないか、又は通知事案報告書の記載内容に不備がないかなどについて審査するものとする。

2 警察署長は、前項の審査を行った結果、通知事案に該当すると認めるときは、自動車保管場所確保指導書（別記様式第2号）を当該指導に係る自動車の保有者に対して交付し、かつ、保管場所を確保した上、保管場所証明、保管場所に係る届出等の手続を履行するよう指導するとともに、当該指導書を交付したときから15日以内に、当該自動車の保有者に対し、保管場所の確保の状況について自動車保管場所確保状況回答書（別記様式第3号）により、回答を求めるものとする。

(通知)

第6条 警察署長は、前条第2項の規定による指導を行った場合において、15日以内に自動車保管場所確保状況回答書による回答がなく、又は保管場所を確保する予定がないと判断される自動車の保有者については、通知書（別記様式第4号）を作成し、必要な関係書類を添付して、主管課長（交通規制課長をいう。以下同じ。）を經由して公安委員会に通知するものとする。

2 通知書に添付する書類は、次に掲げる書類の全部又は一部とし、必要に応じ他の書類を加えるものとする。

(1) 自動車保管場所確保状況回答書の写し

(2) 現認報告書の写し

(3) 保管法切符2枚目（交通事件原票）の写し

(4) 放置駐車違反に係る交通反則切符又は交通切符の2枚目（交通事件原票）の写し

(5) その他通知事案の事実の証明に必要な資料

第2節 審査等

(審査)

第7条 主管課長は、前条の規定により通知書を受領したとき又は他の都道府県公安委

員会から通知書の移送を受けたときは、当該通知に係る事案について、次の事項を確認し、法第9条第1項の規定による自動車の運行供用の制限の要件の該当の有無を審査するものとする。

- (1) 自動車の使用の本拠の位置が適用地域にあるか
 - (2) 自動車の保管場所の確保等に関する法律の一部を改正する法律（平成2年法律第74号）附則第2条第4項の規定により、法第9条の規定が適用される自動車及び当該自動車の保有者であるか
- （通知事案の移送）

第8条 主管課長は、前条の審査の結果、要件に該当するもののうち、自動車の使用の本拠の位置が他の都道府県公安委員会の管轄区域内にあるものについては、自動車運行供用制限事案移送通知書（別記様式第5号）を作成し、関係書類を添付して当該都道府県公安委員会に移送するものとする。

（関係書類の保管等）

第9条 主管課長は、第6条の規定により送付された通知事案について、自動車運行供用制限通知受理簿（別記様式第6号）に登載して、事務処理のてん末を明らかにしておくものとする。

2 主管課長は、前条の規定により通知事案を移送する場合、又は通知事案の移送を受けた場合は、通知事案移送発送簿（別記様式第7号）又は通知事案移送受理簿（別記様式第8号）に登載し、処理のてん末を明らかにしておくものとする。

第3節 聴聞等

（聴聞手続）

第10条 主管課長は、第7条の審査の結果、自動車の運行供用の制限の処分（以下「処分」という。）を行う事案であると認めるときは、自動車運行供用制限伺書（別記様式第9号。以下「供用制限伺書」という。）を作成し、聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第26号）に定めるところにより、公安委員会の聴聞に関する手続を行わなければならない。この場合において、供用制限伺書の写しを当該聴聞期日の1週間前までに、公安委員会に提出するものとする。

（関係書類の保管）

第11条 主管課長は、聴聞手続を行った結果、処分に対する決定があったときは、供用制限伺書に処分月日等必要事項を記入し、供用制限台帳として整理保管するものとする。

（処分の執行指示）

第12条 主管課長は、公安委員会において処分を行うことが決定されたときは、内規第3条に定める自動車運行供用制限書（以下「制限書」という。）及び自動車運行供用制限執行指示書（別記様式第10号。以下「制限執行指示書」という。）を作成し、自動車の番号標の番号及び命令をした年月日を記載して、標章とともに管轄警察署長に送付するものとする。

第4節 執行等

(処分の執行)

第13条 前条の規定による処分の執行指示を受けた管轄警察署長は、次に掲げるところにより、速やかに当該処分を執行するものとする。

- (1) 制限書に処分執行の年月日を記載し、当該処分に係る自動車の保有者(以下「被処分者」という。)に対して、あらかじめ、口頭により処分の理由を告知した後、制限書を交付するとともに、処分の解除のための手続を告知すること。
- (2) 標章は、当該処分に係る自動車の前面の見やすい箇所にはり付けること。

(処分の執行報告)

第14条 管轄警察署長は、前条により処分を執行したときは、自動車運行供用制限処分執行報告書(別記様式第11号。以下「制限処分執行報告書」という。)の所定の欄に必要事項を記入した上、主管課長に送付するものとする。

第5節 処分の解除

(申告書の受理)

第15条 被処分者が、法第9条第3項の規定により提出する自動車保管場所申告書(以下「申告書」という。)は、処分執行をした管轄警察署長が受理するものとする。

(確認及び標章除去等)

第16条 管轄警察署長は、前条の規定により申告書を受理したときは、速やかに保管場所の確保の状況を確認するものとする。

- 2 管轄警察署長は、保管場所が確保されていることを確認したときは、確認通知書(別記様式第12号)を作成し、処分に係る自動車の保有者に対して、速やかに交付するとともに、標章を取り除くものとする。

(手続終了の報告)

第17条 管轄警察署長は、前条の規定により確認通知書を交付し、標章を取り除いたときは、手続終了報告書(別記様式第13号)を作成し、主管課長を経由して、公安委員会に報告するものとする。

第6節 処分執行及び解除の依頼等

(処分執行等の依頼)

第18条 主管課長は、公安委員会が処分を行うことを決定した後、当該処分に係る自動車の使用の本拠の位置が他の都道府県公安委員会の管轄に変更された場合は、原則として、変更後の都道府県公安委員会に対し、処分を執行すること及び当該処分に係る自動車の保有者が保管場所を確保した場合における前3条の処分の解除のための各手続を依頼するものとする。この場合において、自動車運行供用制限処分執行等依頼書(別記様式第14号)を作成の上、制限書、標章その他関係書類を添付するものとする。

(処分執行結果の連絡)

第19条 主管課長は、他の都道府県公安委員会から、処分の執行等の依頼を受けたときは、速やかに処分を執行するとともに、その結果について、当該都道府県公安委員会に対し、制限処分執行報告書の写しを送付するとともに連絡するものとする。(処分

の解除)

第20条 主管課長は、他の都道府県公安委員会から処分の執行等の依頼を受け、自動車の保有者の保管場所の確保を確認したときは、依頼を受けた当該都道府県公安委員会から確認通知書の送付を受け、処分の解除の手続を行うものとする。

2 主管課長は、処分の解除を行った警察署長から手続終了の報告を受けたときは、処分の依頼を受けた当該都道府県公安委員会に対し、手続終了報告書の写しを送付するとともに連絡するものとする。

第3章 適用地域に在る運送事業用自動車に対する措置

第1節 通知等

(通知事案の報告等)

第21条 警察官が法第8条の規定による通知の要件に該当する自動車を認知した場合で、当該自動車が運送事業用自動車である場合の手続については、第4条及び第5条第1項の規定を準用する。

(通知)

第22条 警察署長は、前条の規定により報告を受けたときは、通知事案に該当する事案について、通知書を作成するとともに、必要な関係書類を添付し、主管課長を經由して、公安委員会に通知するものとする。この場合の添付書類は、第6条第2項の規定を準用する。

第2節 監督行政庁に対する通知

(審査)

第23条 主管課長は、前条の規定により通知書を受領したとき又は他の都道府県公安委員会から通知書の移送を受けたときは、当該通知に係る事案について、法第13条第2項の規定による運送事業を監督する行政庁（以下「監督行政庁」という。）に対する通知（以下「運送事業用自動車通知」という。）の要件の該当の有無を審査するものとする。

(通知事案の移送)

第24条 主管課長は、前条の審査の結果、運送事業用自動車通知を行う事案（以下「運送事業用自動車通知事案」という。）に該当するもののうち、自動車の使用の本拠の位置が他の都道府県公安委員会の管轄区域内に在るものについては、運送事業用自動車通知事案移送書（別記様式第15号）を作成し、関係書類を添付して当該公安委員会に移送するものとする。

(運送事業用自動車通知)

第25条 主管課長は、第23条の審査の結果、運送事業用自動車通知事案に該当すると認めるときは、運送事業用自動車通知書（別記様式第16号）を作成し、監督行政庁に対し通知するものとする。

第4章 適用地域外の地域に在る自動車の保有者に対する措置

(指導)

第26条 警察署長は、適用地域外の地域に在る自動車で、通知事案に該当するものを認知したときは、当該自動車の所有者に対し、保管場所を確保するよう指導するとともに、運送事業用自動車については、運送事業用自動車通知事案上申書（別記様式第17号）を作成し、主管課長を経由して、公安委員会に上申するものとする。この場合、主管課長は、第24条及び第25条に規定する手続きを行うものとする。

第5章 雑則

（関係書類の保管）

第27条 主管課長は、運行供用制限に係る関係書類を別に定めるところにより保管するものとする。